

令和4年八郎潟町議会第2回臨時会 会議録

令和4年5月11日（水）

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第2回臨時会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦郎君から欠席の届けがありました。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。1番 加藤千代美君、2番 小柳聡君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営副委員長 畠山一充君の報告を求めます。
- 議会運営副委員長 畠山一充 おはようございます。私から、第2回臨時会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日、午前9時20分から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会は、条例の専決処分案件が3議案、補正予算が2議案、工事請負契約の締結議案が1議案の計6議案であります。
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本臨時会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
それでは、日程第3、承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。
提案理由の説明の前に、この度、こうして新庁舎での議会を開催することができ、大変喜ばしく思っております。改めて、町議会の皆様方のご理解とご協力に感謝申し上げます。
また、同時に、これまで半世紀以上にわたって多くの町民に親しまれてきた旧庁舎に対しましても、改めて「ご苦勞様」と申し上げたいと思います。
それでは、本日提出いたします承認及び議案の概要についてご説明申し上げます。
- 承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
地方税法等の一部を改正する法律、その他の政令や省令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、八郎潟町町税条例等について、所要の規定の整備を行うものでございます。
主な改正内容は、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税から控除するなどであり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため、専決処分したもので、これについて議会の承認を求めるものでございます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、承認第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて承認第2号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、承認第2号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

を求めることについて、原案どおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第2号は原案どおり承認されました。
次に、日程第4、承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日より施行されることに伴い、八郎潟町国民健康保険税条例について所要の規定の整備を行うものでございます。
主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたもので、これについて議会の承認を求めるものでございます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、承認第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて承認第3号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、承認第3号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第3号は原案どおり承認されました。
次に、日程第5、承認第4号 八郎潟町の事務所設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 承認第4号 八郎潟町の事務所設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
新庁舎への移転に伴い、事務所の位置について八郎潟町字大道32番地1を追加するもので、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したもので、これについて議会の承認を求めるものであります。
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、承認第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 役場の位置を定める条例の改正だけでも、大道80番地をそのまま残しながら、大道32番地の1を追加するという事なんだけれども、そうするとまず両方の地番がある訳だけれども、この後いろんな報告物そういうものについては、両方併記していくのかそれとも80番地を使っていくのか、例えば身近なところで役場の封筒なんかありますね、住所書いてあるの、80番地をそのまま踏襲していくのか、それとも80番地と大道32番地の1を併記していくのか、そこ辺りの使い方はどうなるのかなということを知りたいんですけどもお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えいたします。事務所設置条例の位置については議員言われるとおり80番地一本でございました。

と言うのは旧庁舎は地番上、80番地のみ建っている建物でございました。
今回、新庁舎に移転しまして32番地1が前でいうこの新庁舎が建っている番地がその番地でございます。
あと一部新庁舎の建物として改善センターへの渡り廊下、これも新庁舎の一部でございます。そういったことから位置については二つの地番を条例上併記しております。
ただし、この後の役場としての住所につきましては、これまでどおり80番地一本でいくことにしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて承認第4号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第5、承認第4号 八郎潟町の事務所設置条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認を求めることについて、原案どおり承認することに、賛成の諸君の起立を求め
ます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第4号は原案どおり承認されました。
次に、日程第6、議案第22号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)につ
いて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫
議案第22号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について
補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出に、それぞれ33万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を37億3,787万6千円としております。
8・9ページ、歳入につきましては、国庫支出金の衛生費国庫補助金に新型コロナウイ
ルスワクチン接種体制確保事業費補助金33万円を、10・11ページ、歳出には、衛
生費、予防費に新型コロナワクチン予防接種システム改修業務委託料33万円をそれぞ
れ追加しております。
いずれも4回目のワクチン予防接種のシステム改修に係るものでございます。
以上が一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第22号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 今、町長から4回目接種の予算について説明を受けましたけども、町では4回目接種
に向けてどんな時期にどういう方向で、同じだと思うけどもどういう時期に予定してい
るのかちょっとそこをお願いします。

議長 伊藤秋雄 保健課長、まだ指名していません。はい、保健課長。

保健課長 加藤宏 石井議員のご質問にお答えいたします。3回目接種、65歳以上については3月末か
ら4月、年度を跨いで実施しております。今月の21から65歳未満の方の3回目接種
を集団接種として行う予定としております。以上です。
すいません、4回目接種については国の方針がまだ流動的でございますので、方針に
従いながら医師会等との連絡を取りまして調整しているところでございます。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案第22号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第6、議案第22号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について、
原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第22号は原案どおり可決されました。
次に、日程第7、議案第23号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫
議案第23号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について
予算書13ページをご覧ください。収益的支出に286万円を追加し、総額を1億4
,431万9千円に、14ページ、資本的支出に748万円を追加し総額を7,358万
3千円としております。
16・17ページ、収益的支出、原水及び浄水費286万円の追加は、活性炭ろ過機の
水位計及びシーケンスの交換に係るものでございます。
資本的支出の取水浄水施設整備費には、活性炭ろ過機のシーケンス等の交換に係る
費用253万円を、配水施設整備費には送水ポンプの更新に係る費用495万円をそれ
ぞれ追加しております。
いずれにつきましても、令和4年3月に不具合が生じたもので、不具合箇所の修繕、更
新などを行うものでございます。
以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第23号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案第23号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第7、議案第23号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）に
ついて、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第23号は原案どおり可決されました。
次に、日程第8、議案第24号 工事請負契約の締結について（旧八郎潟町役場庁舎
等解体工事）を、上程いたします。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の32ページをご覧ください。
議案第24号 工事請負契約の締結について
旧八郎潟町役場庁舎等解体工事について、令和4年4月27日執行の入札の結果、ユ
ナイテッド計画・菅与組特定建設工事共同企業体が落札し、2億207万円で仮契約を
締結しております。
工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求
めるものでございます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第24号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、9番 金一義君。
- 9番 金 一義 配布された資料見ますと、会社の氏名だけになっておりますけども、所在地、住所等
を記入したものを配布していただければ。だめですか。
- 議長 伊藤秋雄 いいですか。総務課長 村井さん。

総務課長 村井健一 住所というのは秋田市…

9番 金 一義 何処だか分からないけども、我々は全然分からないから。

総務課長 村井健一 地番まででしょうか。

9番 金 一義 全部詳しく。

総務課長 村井健一 指名業者14社ですね、分かりました後で提出いたします。

9番 金 一義 不都合なことは無いでしょうか？

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。今、入札の報告ありましたけども、これいついつまでという期間はないのですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 会議日程資料の33ページにも記載しておりますが、議決のあった日から令和5年3月22日までの工期としております。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。この入札の指名業者の一覧をですね、こういった結果もホームページ上に掲載している自治体も結構あるので、一応、八郎潟町としてもそういった考えがないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 本来におきましては、閲覧出来るような形でホームページには掲載しないこととしております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか、はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 ちょっと関連して掲載した方が透明性という部分では、信用性が上がると思うんですけども、それでも掲載しないといった理由はこういったものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 現在の本町の入札の公表につきます規定の中でそのような規定となっております。今言ったようにそういう風にホームページでもとなれば、庁舎の中でですね検討していくことは吝かではないと思っておりますが、現段階ではそのようなこととなっております。

議長 伊藤秋雄 6番 いいですか。

6番 京極幸村 じゃあちょっとまた別のことで質問をさせていただきます。この指名業者の14社なんですけども、これは全て町内の登録業者なんですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 その通りです。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 幸村君。

6番 京極幸村 そうするとこちらの業者を選定された理由というのは、どういったものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 町内業者はございませんが、町外業者は秋田市を中心としまして、秋田県受注工事等々の実績がある業者を主体的に選定しております。

議長 伊藤秋雄 6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 業者ごとに評価というのはしてるんでしょうか。

総務課長 村井健一 本町の場合の評価につきましては、町内土木工事のみでございます。それ以外につきましては、県の評価を準用しておりますので、県の方でそういう風な評価をしております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。3回以上は同じ質問は出来ないことになってますので、よろしく願いいたします。他にありませんか。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案第24号に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第8、議案第24号 工事請負契約の締結について(旧八郎潟町役場庁舎等解体工事)について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第24号は原案どおり可決されました。今期臨時会に付託された事件は、全て終了いたしました。これをもって、八郎潟町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時28分)